

北茨城市第5次行政改革 大綱

令和元年～5年度

令和元年5月

北 茨 城 市

北茨城市第5次行政改革大綱

1 策定の趣旨

本市では、平成8年3月に策定した「北茨城市行政改革大綱」以降4度の見直しを行い、現在、平成30年度までを実施期間とする「第4次北茨城市行政改革大綱」に基づき、簡素で効率的な行政運営や市民サービスの向上などに努めてきた。

また、平成17年3月には総務省から「行政改革推進における新たな指針」が示され、行政改革の具体的な数値目標等を掲げた「集中改革プラン」を策定し、定員管理の適正化など具体的目標に向けた行政改革を推進し、着実に効果をあげてきたところである。

しかしながら、平成20年のリーマン・ショック、そして平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響で減少した税収は、回復傾向にはあるものの、未だそれ以前の水準まで回復しないままに、今後も一層進む人口減少と少子高齢化により、税収の減少・社会保障費の増加が見込まれるとともに、高度経済成長期に整備された多くの公共施設が更新時期を迎えるなど、行政を取り巻く環境は一層厳しくなることが予測され、引き続き簡素で効率的な行財政運営が必要となっている。

さらに、地方分権の進展により、地方自治体における「自己決定」「自己責任」の範囲が大幅に拡大し、東日本大震災を契機に人々の価値観やライフスタイルが変化するとともに、地域コミュニティの重要性が再認識されている中で、これまで以上に市民と協力・連携した協働によるまちづくりを進めていかなければならない。

このようなことから、市民とともに新しいまちづくりを展開するにあたって、これまで取り組んできた行政改革の継続と新たな行政課題や多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応していくために、「第4次北茨城市行政改革大綱」の見直しを行い、最小の経費で最大の効果が得られるような行政体制の確立に向け、「第5次北茨城市行政改革大綱」を策定する。

2 市の現状及び課題

(1) 厳しい財政状況

平成18年度末における財政調整基金残高が7千万円と底をつくなど、危機的な状況にあった本市の財政基盤は、第3次行政改革における大胆な職員削減、第4次行政改革における「健全な財政運営の推進」の取組みにより改善が見られるが、様々な公共施設で老朽化が進み施設の更新時期を迎えるなど、厳しい状況が続いている。いかに財政力の強化を図っていくかが、現在、本市が直面している最も重要な課題である。

また、財政状況を押し量る経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率などの指標についても、未だ県内平均に達していない状況が続いている。これは職員削減などにより歳出減に取り組む一方で、扶助費・補助費・繰出金等に加え、公共施設の大規模改修事業に係る公債費が年々増加していること、またリーマン・ショック及び震災により落ち込んだ税収が未だそれ以前の水準まで回復しないことが、その大きな要因になっていると考えられる。

とは言え、今後これ以上の職員削減を進めることは難しく、また、今後一層進む高齢化の中で、扶助費や繰出金がますます増加していくとともに、様々な公共施設が更新時期を迎え、その費用が増加していくことが考えられることから、事業自体の見直しによる歳出の削減や、徴収率の向

上による税収の増など自主財源の確保が必要であると思われる。

(2) 職員数の状況

平成 28 年度の歳出総額に占める人件費の割合は 15.3%と、類似団体平均の 14.3%は若干上回るものの、県内市平均の 15.7%を下回る状況となっており、また公営企業等の職員を除く一般職員数（消防職除く）を比較して見ると、人口 1000 人あたり 5.5 人であり、県内市平均の 5.7 人、類似団体平均の 6.5 人と比べても職員数は決して多いものではない。

集中改革プランにおいて職員数削減の数値目標の基準とした平成 17 年度の一般職員数（消防職除く）は 344 人であったが、平成 29 年度で 247 人となり、97 名、率にして 28.2%の減となっており、これ以上の削減は難しい状況にある。

今後は、職員が担うべき業務分野を明確にし、事務量に見合った職員配置を実施するとともに、将来の人事構造に弊害をもたらさないよう中長期的な視野に立った職員採用計画により、適正な職員数の維持に努めていくことが求められる。

(3) 少子高齢化・人口減少への対応

少子高齢化が急激に進んでいる中で、当市は平成 10 年を境に人口減少が続いている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2030 年（令和 12 年）の人口は 3 万 5 千人台となることが想定され、早急に人口減少に歯止めをかける対策を講じる必要がある。

(4) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織・機構の構築と人材育成

定員適正化計画により職員の削減を行ってきた中で、地方分権による権限移譲や少子高齢化への対応、震災復興業務など市の事務量は年々増加しており、最小限の人員の中で新たな行政課題や多様化する市民ニーズにフレキシブルに対応できる組織と弾力的な人員配置による効率的な事務執行体制の構築が求められている。

また、それらに対応し得る職員の意識改革や能力開発による人材の育成も重要となっている。

(5) 市民参加・協働への対応

少子高齢化や高度情報化の進展など社会情勢の変化に応じて、市民一人ひとりの豊かさの概念も変化し始め、本市においても厳しい財政状況、最小限の人員の中で多様化・高度化する市民ニーズに対応していくことが求められており、これまでのような行政サービスの全てを行政のみで担うことは難しくなってきた。

また、地域コミュニティ活動においては、住民の高齢化、地域連帯感の希薄化等により地域活動の低下が課題として挙げられる一方で、東日本大震災を契機に地域活動やボランティア・市民活動などへの参加意識が高まるとともに、市民協働の必要性が再認識されている。

こうしたことから、地域における行政サービスについて、地域コミュニティやボランティア、NPO、あるいは新たな市民団体などが持つ知識やノウハウを生かして行政と連携しながら担う仕組みを構築していく必要がある。

さらに、そうした市民協働によるまちづくりを推進するためには、市民活動を担う団体の育成や活動を支援する仕組みを構築し、協働体制を確立するとともに、行政情報を積極的に公開する

ことにより、公正の確保と透明性の向上を図る必要がある。

(6) 情報化社会への対応と市民サービスの向上

I C T（情報通信技術）の活用は、各種手続きを電子化するだけでなく、電子化した情報を活用し、事務の効率化を進めることにより、市民サービスの向上が図られることから、費用対効果を十分見極め、社会情勢や I C T の変化に対応しながら電子自治体の推進に取り組む必要がある。

また、平成 28 年度から本格運用された社会保障・税番号（マイナンバー）制度については、各分野における事務の効率化という観点ばかりでなく、市民サービスの向上という視点での活用も検討する必要がある。

3 第 5 次行政改革大綱の基本方針

行政改革大綱は、市の総合計画を実現していくにあたって、今後 5 年間に市の行財政改革を推進する際の総合的な指針となるものである。

前述した現状、課題等を踏まえながら、この大綱に基づき、今後も続くことが予想される厳しい社会経済状況を乗り越え、地方分権時代にふさわしい自立した行政体として、良質で充実した市民サービスの提供と効率的・効果的な市政運営を実現するため、次の 3 点を基本方針に掲げて行財政改革に取り組むこととする。

健全な財政運営の推進

- 計画的な財政運営
- 安定的な歳入の確保
- 経費の節減合理化
- 地方公営企業等の経営健全化

効率的な行政運営の推進

- 行政の担うべき役割の重点化
- 行政ニーズへの的確な対応を可能とする組織機構

市民とともに進めるまちづくり

- 市民に開かれたまちづくり
- 市民参加の拡充
- 市民サービスの向上

4 行政改革推進項目体系図

第5次行政改革大綱に基づく取組項目一覧

基本方針	重点項目	取組項目(実施計画項目)	担当課	
健全な財政運営の推進	計画的な財政運営	第5次北茨城市総合計画に基づく中期財政計画の策定	財政課	
	安定的な歳入の確保	有料広告事業の推進	企画政策課	
		市有遊休財産の処分及び有効な利活用の再検討	総務課	
		市税徴収率の向上	収納課	
		市営住宅使用料の徴収対策の強化	建設課	
	経費の節減合理化	一般廃棄物処理の広域化とごみの削減	生活環境課	
		省エネ実現に向けた取組みの強化	生活環境課	
		特殊勤務手当の適正化	人事課	
	地方公営企業等の経営健全化	市民病院新改革プランに基づいた経営健全化と地域医療構想を踏まえた役割の明確化	経営企画課	
		公共下水道事業における経営健全化	下水道課	
	効率的な行政運営の推進	行政の担うべき役割の重点化	学校施設の長寿命化計画の策定	教育総務課
			給食センター調理業務の民間委託の検討	学校給食センター
消防団施設の適正配置			消防警防課	
公共施設マネジメント計画に基づく施設の統廃合の検討			企画政策課	
行政ニーズへの的確な対応を可能とする組織機構		公立保育所の存続または廃止の検討	子育て支援課	
		人材育成方針に基づいた職員研修の充実	人事課	
		定員適正化計画の着実な推進	人事課	
		効率的な組織機構の確立	企画政策課	
		市民サービスセンターのあり方の検討	企画政策課	
		市民サービスセンターのあり方の検討	企画政策課	
市民まともづくりに進める	市民に開かれたまちづくり	広報・PR活動の強化	まちづくり協働課	
	市民参加の拡充	道路里親制度の推進	建設課	
		コミュニティ連絡会の設置検討	まちづくり協働課	
		市民活動支援事業の検討	まちづくり協働課	
	市民サービスの向上	公共施設のWi-Fiスポット化	企画政策課	
		クレジット収納の実施検討	収納課	

5 行政改革の推進方法

(1) 推進期間

この行政改革大綱は、令和元年度から令和5年度までの5年間で取り組むこととする。

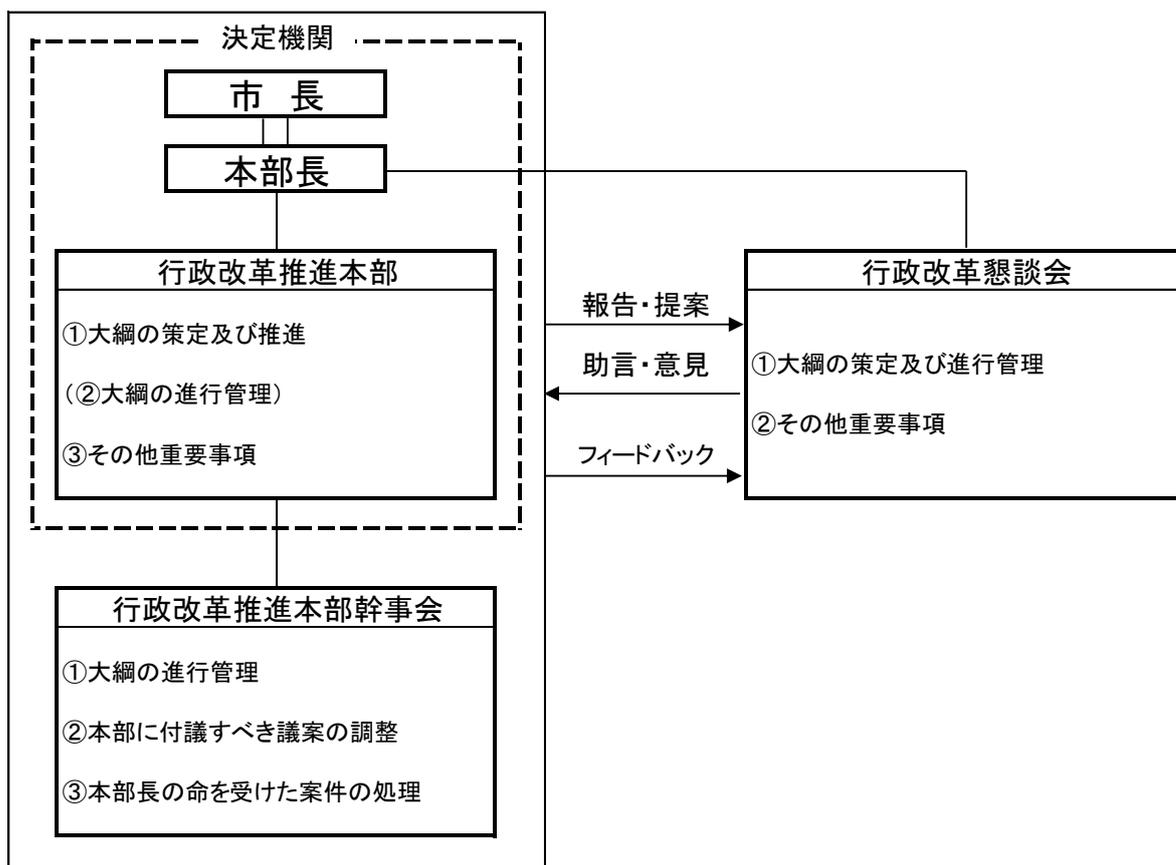
(2) 実施計画

改革を着実に推進していくため、実施項目や目標年度、数値目標等を具体的に示した実施計画を策定し、計画的に取り組んでいく。必要に応じて、新規取組項目の追加及び実施内容の変更等を行うこととする。

(3) 推進体制及び進行管理

行政改革の推進にあたっては、北茨城市行政改革推進本部及び幹事会において、実施計画の策定及び進行管理を行い、全庁的に改革を実行していく。

さらに、広く市民の意見を反映させるため、市民の代表者等で構成する北茨城市行政改革懇談会から、行政改革推進にあたっての必要な助言を受けることとする。



以上